

「平成 29 年度小・中学校消費生活出前講座事業」

業務委託に関する質問への回答

【質問①】

開催校の募集について、募集する学校の範囲を限定して行っても良いですか。
また、児童・生徒数の多い学校に限って募集した方が良いでしょうか。条件があれば教えてください。

【回答①】

開催校の募集にあたっては、一部地域に偏らず、県内全域の小・中学校を対象に広く募集をおこなってください。

また、県から開催する学校の規模等について具体的な制限は設けませんが、講座の実施についてはクラス単位ではなく、学年単位からの実施とします。1 学年のみならず複数の学年の児童・生徒に受講してもらえよう、開催校と調整していただければと思います。

【質問②】

仕様書 2（3）に受講対象者は県内の小学生・中学生とありますが、保護者は講座の対象として考えなくて良いですか。

【回答②】

児童・生徒の保護者を出前講座の受講対象にすることは、本事業の要件ではありませんが、保護者を受講対象に含めてご提案いただく場合、そのご提案内容を含めて評価の対象となります。